平成 16 年 9 月 16 日付で公表しました「(仮称)岡崎げんき館整備運営事業実施方針」について、下記のとおり修正をしました。

記

1 修正項目及び内容

資料名	頁	番	修正前	修正後
実施方針	3	(ウ)a	・使用料等の徴収代行業務	削除
実施方針	3	(ウ)e	・使用料等の徴収業務	・使用料等の徴収 <u>代行</u> 業務
実施方針	4	(6)	イ 本施設は公の施設とする	削除
			ことから、施設使用料金等につ	
			いては事業者の提案を踏まえ、	
			市が条例等により設定し、選定	
			事業者の収入とすることを予	
			定している。	
実施方針	4	(6)ウ	ウ	1
施設・運営	8	(13)イ	精神保健福祉に係る通院医療	精神保健福祉に係る岡崎
計画書			公費を負担するための調査、及	市心身障害者福祉扶助料
			び受給者証、扶助費、タクシー	の申請受理と障害者医療
			助成券の交付を行なう。	受給者証、及びタクシー助
				成券の交付を行なう。
施設・運営	9	1	(1) 保健衛生事務補助業務	削除
計画書			保健衛生事業の中で、地域	
			保健に関する事務、医療関	
			係事務、薬事関連事務、感	
			染症予防事業、保健予防対	
			策事業、精神保健福祉支援	
			事務に関わる事務補助業	
			務を行う。	
施設・運営	9	(2)	(2)使用料等の徴収代行業務	削除
計画書			ア 使用料等の徴収代行業	
			務	
			「岡崎市保健所の設置等	
			に関する条例」に基づく使用料	
			の徴収代行を行なう。	
			イ 申請等の受理業務	
			使用料等が必要な申請	
			等の受理についての円滑な手	

			続きを行う。	
施設・運営	14	3 (1)(ウ)	タオル等の	削除
計画書				
施設・運営	24	(1)	(1)使用料等の徴収業務	(1)使用料等の徴収 <u>代行</u> 業
計画書			各施設の受付窓口等にお	務
			いて、必要に応じて利用料等の	各施設の受付窓口等
			徴収業務を行う。	において、必要に応じて <u>使</u>
				<u>用料</u> 等の徴収 <u>代行</u> 業務を
				行う。
業務分担表	1/4	21	保健衛生事務補助業務	削除
業務分担表	1/4	22	消耗品等管理業務	削除
業務分担表	1/4	26	使用料等の徴収代行業務	削除
業務分担表	1/4	27	申請等の受理業務	削除
業務分担表	4/4	88	使用料等の徴収業務	使用料等の徴収 <u>代行</u> 業務